

第 7 回協議会の概要

○平成 29 年度兵庫県パイロット事業の実施報告について

(事務局説明に対する委員の発言)

▼待機時間を拘束時間として労働時間にカウントしなければならないことは、運送事業者にとって長年の課題。

▼パイロット事業に着荷主が含まれたことには大きな意義がある。

▼荷主の理解、協力が得られれば、ある程度待機時間の短縮が可能なのではないか。

▼発荷主、着荷主、運送事業者の三者間でコミュニケーションを図ることが大事。

▼運送事業者によって乗務員に対する労働時間、安全等の教育がなされているのかも重要。

○平成 30 年度トラック地方協議会の取組(案)について

(事務局説明に対する委員の発言)

▼標準運送約款の改正にかかる運賃料金の届出件数が少ないことに苦慮している。

▼届出を提出しても、荷主との関係上、料金交渉に踏み出せないケースも多い。

▼付帯料金については荷主側としても把握しているが、荷主側と運送事業者側が相互に話し合っ解決すべき。

▼ガイドラインのまとめ方が重要。チェックリストを示すなど、使いやすいものにすることが大事。

▼働き方改革の流れの中で標準運送約款が改正されたことを、運送事業者は荷主との交渉に活かしていかなければならない。

▼取引環境・労働時間の改善問題については、社会的に認知されつつある。次のステップとして、ガイドラインを活用してどのように改善していくかが重要。